



中学生まで（群馬県版は、高校生まで）のお子さんは、妊娠中の方がいる家庭。

**対象**

代金割引、ポイント追加、無料サービスなど（内容は、協賛店舗等により異なります）。

平成25年3月末、または、一番年下のお子さんが満15歳（群馬県版は満18歳）になつて最初に迎える3月31日のいずれか早い日までです。

### 優待内容

平成25年3月末、または、一番年下のお子さんが満15歳（群馬県版は満18歳）になつて最初に迎える3月31日のいずれか早い日までです。

**有効期限**

平成25年3月末、または、一番年下のお子さんが満15歳（群馬県版は満18歳）になつて最初に迎える3月31日のいずれか早い日までです。

### ◎優待カードについて

子育て支援課、子育て支援センターで配布しています（紛失等の再発行についても同一窓口で行います）。また、母子健康手帳交付時に、健康福祉課・保健福祉総合センターでも配布しています。

優待カードをご希望の際は、健康保険証やこども医療費受給資格証、母子健康手帳など、お子さんおよび保護者の住所、生年月日が確認できるものをお持ちください。

### ◎優待カードを受け取つたら…

優待カードの裏面に、家族や子ども（中学生または高校生以下）の氏名、年齢を記載してください。記名されたご本人に限り利用できます。カードを利用する場合は、あらかじめ店舗等に提示してください。また、他人に譲渡、貸与することはできません。

・小学生以下のお子さんに、ソフトドリンク1杯無料サービス

・協賛までの流れ

1. 特典を決める。
2. 申し込みをする。
3. 登録・協賛ステッカーを掲示する。

協賛の内容／優待カードを提示したお客様に特典サービスを実施していただきます。

特典の内容／代金割引、ポイント追加、無料サービスなどの特典は、協賛店舗で自由に決めていただきます。

- ・毎月○日（第○曜日）はポイント2倍（○%割引）
- ・優待カードを提示した人の中から、抽選で毎月○名に割引券（優待券）を進呈
- ・小学生以下のお子さんに、ソフトドリンク1杯無料サービス

・協賛者（名称、所在地、電話番号、特典内容などは、

・子育て家庭にやさしい店舗としてイメージアップを図れます。

・協賛者の名称、所在地、電話番号、特典内容などは、県ホームページに掲載されます。

申し込み方法／協賛申込書に、特典内容などの必要事項を記入し、産業振興課あてに、ファックスまたは直接提出してください。

協賛申込書等は、埼玉県少子政策課ホームページから入手できます。

（<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/boshu.html>）

問い合わせ／優待カードについては子育て支援課（<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BFOO/kosodate/ouen/search.html>）または、携帯サイト（<http://kosodate.easvsl.net/yuutai/m/>）をご確認ください。

○群馬県版パパママ応援ショップの協賛店舗等の最新情報は、「ぐんま子育て応援インフォメーション」（<http://kodomo.pref.gunma.jp/>）（P.C・携帯電話兼用）でご確認ください。

### ◎協賛店の申し込みについて

代金割引、ポイント追加、無料サービスなどの優待に賛同していただける協賛店舗を募集しています。



携帯電話用QRコード

### ◎パパ・ママ応援ショップ 優待カードの切り替えはお済みですか？

△有効期限切れの優待カードは、使えません。

パパ・ママ応援ショップ 優待カードの表面右下部分には、バーコード効期限が「平成22年3月31日まで」と記載されているカードは、有効期限切れのため、協賛店舗で提示しても優待を受けることができません。

新しい優待カードの表面右下部分には、バーコードおよび携帯電話用QRコードが印刷されていますので、お持ちの優待カードをご確認ください。

対象世帯（妊娠中の方や中学生までのお子さんがある家庭）で、新しいカードをお持ちでない方は、窓口で新しいカードを受け取つてください。

なお、優待カード裏面の氏名欄未記入の場合には、特典を受けられませんので、必ずご記入ください。

また、旧カードは、窓口へご返却いただくか、ご自身で処分してください。



携帯電話用QRコード

### 子ども手当の申請をお忘れなく

#### 例えは…

子ども手当は、0歳から中学校修了（15歳になった後の最初の3月31日）前の子どもを養育している方に、子ども1人につき月額13,000円を支給するものです。児童手当とは異なり、所得制限はありません。

対象者には、関係書類を4月に送付しましたが、まだ申請されていない方は、9月30日（木）までに申請してください（郵送申請の場合、当日消印分まで有効）。申請期限を過ぎて申請した場合、申請日の翌月分からの支給となります。

対象者には、関係書類を4月に送付しましたが、まだ申請されていない方は、9月30日（木）までに申請してください（郵送申請の場合、当日消印分まで有効）。申請期限を過ぎて申請した場合、申請日の翌月分からの支給となります。

（児童手当の受給とは平成22年3月末時点。中学2・3年生とは平成22年4月時点）

※その他、制度の詳細等は、本誌4月号をご覧ください。

※公務員の方は、勤務先へ申請してください。

※受給者は、次のような場合、各種届け出が必要です。

・受給者や子どもの住所や名前が変わったとき  
・支給対象となる子どもが増えたとき、または減ったとき  
・口座を変更したいとき

問い合わせ／子育て支援課（<http://www.pref.saitama.lg.jp/581-2121内線251>）

問い合わせ／子育て支援課（<http://www.pref.saitama.lg.jp/581-2121内線253>）

問い合わせ／子育て支援課（<http://www.pref.saitama.lg.jp/581-2121内線404>）

問い合わせ／子育て支援課（<http://www.pref.saitama.lg.jp/581-2121内線405>）